食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） 一～二百八　（略） 二百九　L－酒石酸カルシウム（別名d－酒石酸カルシウム） 二百十～四百七十四　（略）	**別表第一**（第十二条関係） 一～二百八　（略） （新設） 二百九～四百七十三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十八号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十月二十六日

国家公安委員会委員長　谷　公一

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（司法警察員の処置） **第百三十条**　司法警察員は、被疑者を逮捕し、又は逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちにその者について次に掲げる処置をとつた後、被疑者の留置の要否又は釈放について、警察本部長又は警察署長の指揮を受けなければならない。 一・二　［略］ 三　前号に掲げる処置をとるに当たつて、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。第百三十二条において同じ。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示すること。 四　［略］ 2～4　［略］	（司法警察員の処置） **第百三十条**　司法警察員は、被疑者を逮捕し、又は逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちにその者について次に掲げる処置をとつた後、被疑者の留置の要否又は釈放について、警察本部長又は警察署長の指揮を受けなければならない。 一・二　［同上］ 三　前号に掲げる処置をとるに当たつて、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示すること。 四　［同上］ 2～4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

○国家公安委員会規則第十九号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十月二十六日

国家公安委員会委員長　谷　公一

警察庁の定員に関する規則等の一部を改正する規則

（警察庁の定員に関する規則の一部改正）

第一条　警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。